

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三井住友建設株式会社		コード	1821
提出日	2024/6/7	異動(予定)日	2024/6/27	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし
1	笹本 前雄	社外取締役	○												△			有
2	内野 崇	社外取締役	○												○		訂正・変更	有
3	川橋 信夫	社外取締役	○													○	新任	有
4	丹生谷 晋	社外取締役	○													○	新任	有
5	山下 真実	社外取締役	○												○		新任	有
6	黒川 晴正	社外監査役	○												○			有
7	楓 孝史	社外監査役	○												○		新任	有
8	日野 義英	社外監査役	○												○		新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	笹本前雄氏は当社の営業取引先であるJFEホールディングスグループの出身であり(2016年6月に同社グループの全ての役職を退任)、当社は同社より建設工事を受注しております。	笹本前雄氏につきましては、同氏の経営に関する豊富な経験を当社の経営に活かしていただくべく、社外取締役に選任しています。なお、同氏は当社と取引関係のあるJFEホールディングスグループに長年在籍していましたが、2016年6月に同社グループの全ての役職を退任しています。また、当社グループと同社グループの年間取引金額は直近3年間の平均において当社グループ及び同社グループそれぞれの連結売上高の1%未満であること等に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。
2	内野崇氏は当社と取引関係のある一般社団法人経営研究所代表理事を務めており、当社と同氏及び同法人の間には人材研修等の業務を委託する取引関係等がありましたが、同氏が当社取締役に就任して以降、同氏及び当社との間に取引関係はありません。	内野崇氏につきましては、大学教授及び経営学の専門家として培った高度な専門的知識、ならびに幅広い見識を、当社経営に関する監督機能の強化や経営全般に活かしていただくべく、社外取締役に選任しています。なお、同氏は当社と取引関係のある一般社団法人経営研究所代表理事を務めており、当社と同氏及び同法人の間には人材研修等の業務を委託する取引関係等があり、これに基づき報酬等の支払いを行っておりますが、その報酬等の額は直近3年間の平均においていずれも100万円未満であり、同法人に対する当該年間支払額が同法人の売上高に占める割合は、直近3年間の平均において同法人の売上高の2%未満であること、同氏が当社取締役に就任して以降、同氏及び当社との間に取引関係はないこと等に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。
3	川橋信夫氏につきましては、同氏の豊富な経営者としての経験、経営、技術分野及び国際分野に関する幅広い見識を当社経営に関する監督機能の強化や経営全般に活かしていただくべく、社外取締役として選任しています。なお、同氏は、JSR株式会社エグゼクティブ・アドバイザーを務めております(2024年6月退任予定)が、同社グループと当社グループとの間には取引関係がないこと等に照らし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。	川橋信夫氏につきましては、同氏の豊富な経営者としての経験、経営、技術分野及び国際分野に関する幅広い見識を当社経営に関する監督機能の強化や経営全般に活かしていただくべく、社外取締役として選任しています。なお、同氏は、JSR株式会社エグゼクティブ・アドバイザーを務めております(2024年6月退任予定)が、同社グループと当社グループとの間には取引関係がないこと等に照らし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。
4	丹生谷晋氏につきましては、同氏の経営に関する幅広い見識やD&I推進に関する知見を当社経営に関する監督機能の強化や経営全般に活かしていただくべく、社外取締役として選任しています。なお、同氏は、出光興産株式会社代表取締役副社長 副社長執行役員 兼 COOを務めており、2024年6月に同役職を退任し、退任後も同社のエグゼクティブ・フェローに就任する予定ですが、同社グループと当社グループとの間には取引関係がないこと等に照らし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。	丹生谷晋氏につきましては、同氏の経営に関する幅広い見識やD&I推進に関する知見を当社経営に関する監督機能の強化や経営全般に活かしていただくべく、社外取締役として選任しています。なお、同氏は、出光興産株式会社代表取締役副社長 副社長執行役員 兼 COOを務めており、2024年6月に同役職を退任し、退任後も同社のエグゼクティブ・フェローに就任する予定ですが、同社グループと当社グループとの間には取引関係がないこと等に照らし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。
5	山下真実氏は株式会社イオンファウンダーの社外取締役を務めており、当社グループは、同社の親会社であるイオン株式会社のグループ会社から建設工事を受注しております。	山下真実氏につきましては、起業や経営に関する豊富な知識と経験を有しており、新規事業やリスク管理、サステナビリティ、D&I推進に関する幅広い見識を、当社経営に関する監督機能の強化や経営全般に活かしていただくべく、社外取締役として選任いたします。なお、同氏は、株式会社こころく代表取締役、株式会社イオンファウンダー社外取締役を務めておりますが、いずれも当社グループとの間には取引関係はありません。なお、株式会社イオンファウンダーの親会社であるイオン株式会社のグループ会社と当社グループとの間には取引関係がありますが、その年間取引額は直近3年間の平均において当社グループの連結売上高の1%未満であり、また同氏は、2024年6月27日開催予定の株主総会の定時株主総会において社外取締役に選任され、同役職に就任予定ですが、同社グループと当社グループとの間には取引関係がないこと等に照らし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。
6	黒川晴正氏は当社の営業取引先である住友金属鉱山株式会社の顧問であり、当社は同社より建設工事を受注しております。	黒川晴正氏につきましては、同氏の製造、技術分野における幅広い経験及び高い知見に加え、取締役としての経営に関する経験も有しており、当社の監査役監査体制の強化に活かしていただくべく、社外監査役に選任しています。なお、同氏は当社の営業取引先である住友金属鉱山株式会社に長年在籍しておりますが、当社グループと同社グループの年間取引額は直近3年間の平均において当社連結売上高の3%未満であること等に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。
7	楓孝史氏は当社の取引金融機関である三井住友信託銀行株式会社に在籍(2024年6月退任予定)しており、当社は同社より資金借入れを受けております。	楓孝史氏につきましては、同氏の信託銀行において培った組織マネジメントに関する幅広い見識や、人事関連業務に関する豊富な業務経験を当社の監査役監査体制の強化に活かしていただくべく、社外監査役に選任しています。なお、同氏は、当社の取引金融機関である三井住友信託銀行株式会社に在籍(2024年6月退任予定)しておりますが、当社グループの同社グループからの借入額は直近3年間の平均において当社連結総資産の3%未満であること等に照らし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。
8	日野義英氏につきましては、同氏の弁護士としての専門的な知識、建築、不動産関係法令に関する深い知見を活かして公職を歴任した経験を当社の監査役監査体制の強化に活かしていただくべく、社外監査役に選任しています。なお、同氏は、東京8丁堀法律事務所のパートナー弁護士を務めておりますが、同法律事務所と当社との間には取引関係がないこと等に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。	日野義英氏につきましては、同氏の弁護士としての専門的な知識、建築、不動産関係法令に関する深い知見を活かして公職を歴任した経験を当社の監査役監査体制の強化に活かしていただくべく、社外監査役に選任しています。なお、同氏は、東京8丁堀法律事務所のパートナー弁護士を務めておりますが、同法律事務所と当社との間には取引関係がないこと等に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)

- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
 - ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
 - ※5 独立役員の選任理由を記載してください。